

3. 上位・関連計画

(1) 第2次茨城県総合計画「新しい茨城」への挑戦（令和4年）

茨城の将来像

【基本理念】

活力があり、県民が日本一幸せな県

人口減少・超高齢社会を迎える中、ポストコロナをしっかりと見据え、県民一人ひとりが本県の輝く未来を信じ、「茨城に住みたい、住み続けたい」人が大いに増えるような、「活力があり、県民が日本一幸せな県」の実現に挑戦します。

● チャレンジⅠ 新しい豊かさ

力強い産業の創出とゆとりある暮らしを育み、新しい豊かさを目指します。

- 1 質の高い雇用の創出
- 2 新産業育成と中小企業等の成長
- 3 強い農林水産業
- 4 デジタル茨城～新観光創生～
- 5 自然環境の保全・再生

● チャレンジⅡ 新しい安心安全

医療、福祉、治安、防災など県民の命を守る生活基盤を築きます。

- 6 県民の命を守る地域保健・医療・福祉
- 7 健康長寿日本一
- 8 障害のある人も暮らしやすい社会
- 9 安心して暮らせる社会
- 10 災害・危機に強い県づくり

● チャレンジⅢ 新しい人財育成

茨城の未来をつくる「人財」を育て、日本一子どもを産み育てやすい県を目指します。

- 11 次世代を担う「人財」
- 12 魅力ある教育環境
- 13 日本一、子どもを産み育てやすい県
- 14 学び・文化・スポーツ・遊びを楽しむ茨城
- 15 自分らしく輝ける社会

● チャレンジⅣ 新しい夢・希望

将来にわたって夢や希望を描ける県とするため、県内外から選ばれる、魅力ある茨城(IBARAKI)づくりを推進します。

- 16 魅力発信 No.1 プロジェクト
- 17 世界に飛躍する茨城へ
- 18 若者を惹きつけるまちづくり
- 19 デジタルトランスフォーメーション（DX）の推進
- 20 活力を生むインフラと住み続けたいまち

【地域づくりの視点】

①地域が自主的・主体的に考える地域づくり

地域の振興は、地域住民、ボランティア、NPO など地域を良く知る方々が、地域の将来を我がこととして捉え、自主的・主体的に考えていくことが最も重要です。

県は、市町村はもとより、国や民間企業、関係団体などと緊密な連携を図りつつ、今後目指すべき方向性や目標、危機感を共有しながら地域づくりの取組を進めます。

②各地域の特色を踏まえた地域づくり

社会構造が大きく変化する中、地域が置かれている状況や地域資源の特性をしっかりと捉え、各地域の持つ強みを伸ばし、弱みを克服する施策を講じることが重要です。

地理的条件、産業分野及び観光資源などの個性や特徴、魅力を活かし、創意工夫しながら、分野横断・地域連携・産業間連携により、地域の活性化を図り、持続可能な地域づくりを進めます。

③最先端技術を積極的に活用した地域づくり

デジタル技術の進歩によりこれまでにはなかった新事業や新サービスが創造される時代となっています。ICTやAIといった最先端技術は、産業や農業の生産性向上による競争力の強化や、労働力不足への対応、ニューノーマルへの対応など様々な地域課題に対する処方箋となる可能性を持っています。様々な分野への積極的な最先端技術の導入によって効率的に地域の活性化を図り、力強く発展する地域づくりを進めます。

④広域交通ネットワークを活用した交流の盛んな地域づくり

陸・海・空の広域交通ネットワークを活用して、地域の特徴を活かし相互に支え合い、交流の盛んな地域づくりを推進します。

【目指す将来像：県北地域】

- 産業・観光の発展や交流促進の基盤となる広域交通ネットワークの整備により、豊かな自然環境を活かした観光、移住・二地域居住や、地域の歴史や芸術、伝統文化を活かした多彩な交流が活発に行われ、県北地域全域がゆとりと潤いのある魅力的な地域となっています。
- 地域を支える人材の育成や地域外からの人材活用が図られ、主体的な地域づくり活動が展開され、活力があり持続可能な地域として発展しています。
- 臨海部においては、地域を牽引する事業者が成長するなど、地域産業の競争力等の強化により地域経済が活性化し、雇用が創出されるとともに、山間部においては、環境に配慮した有機農業等の取組や林業の成長産業化に加え、地域資源を活用した観光との連携が進み、付加価値の高い農林水産業が展開されています。

	高規格幹線道路
	広域幹線道路
	主な幹線道路
	鉄道
	重要港湾・空港
	主なサイクリングロード
	茨城県北観光トレイル
	構想路線・鉄道

いわき

宇都宮



21511

さいたま
新都心

リニア中央新幹線

名古屋

大阪

スーパー・
メガリージョン

成田

成田国際空港

中央物流リング
(ゴールデンリング)

関越・上信越 方面

前橋・高崎方面

小川

さいたま
新都心

リニア中央新幹線

名古屋

大阪

スーパー・
メガリージョン

成田



成田国際空港

中央物流リング
(ゴールデンリング)

(2) 茨城県都市計画マスタープラン（平成 21 年）

【都市づくりの基本理念】

次世代を育み、未来につなぐ「人が輝き、住みよい、活力ある」都市

【将来都市像】

- 誰もが輝き、誇りをもつことのできる都市
 - ・誰もが日々の生活や地域との繋がりにおいて、いきがいが感じられるまち
 - ・歴史や文化、自然などの地域資源を活用し、地域ブランドとして誇れるまち
- 機能を分担しあい、安心して暮らせる都市
 - ・商業、福祉、雇用などの都市機能が適正に配置され、役割分担し相互につながれた、安心して暮らせるまち
 - ・環境にやさしく、快適で質の高い暮らしができるまち
- 活力が未来へつながる都市
 - ・国際競争力のある産業基盤のつくられた活力のあるまち
 - ・人・もの・情報が活発に行き交い、多彩な交流が繰り広げられるまち

【土地利用に関する方針】

- 大子町、常陸大宮市、常陸太田市など生活拠点都市の中心市街地では、高次な都市サービスの提供や地域の魅力を発信する場として商業業務機能の集積や交流拠点の形成を図ります。国道118号などの沿道においては、幹線道路に面した利便性を活かし、沿道サービス施設の集積を図ります。
- 住居系市街地については、道路、公園、下水道などの都市施設の整備を図るなど、住宅地としての良好な環境の形成に努めるとともに、自然環境を活かした新たなライフスタイル「いばらきさとやま生活」の実現に向けた計画的な土地利用を推進します。
- 久慈川などの低地部に広がる農地について、積極的に保全し、都市と農山村の健全な調和を図ります。

【都市施設に関する方針】

- ひたちなか地区と県北山間ゾーンを結ぶ茨城北部幹線道路などの地域高規格道路の検討を進めるとともに、県都周辺圏との連携強化や広域観光などを促進するため、国道118号、293号、349号、461号などの広域幹線道路の整備促進を図ります。
- 洪水による浸水被害軽減のため、久慈川の河川改修を促進します。

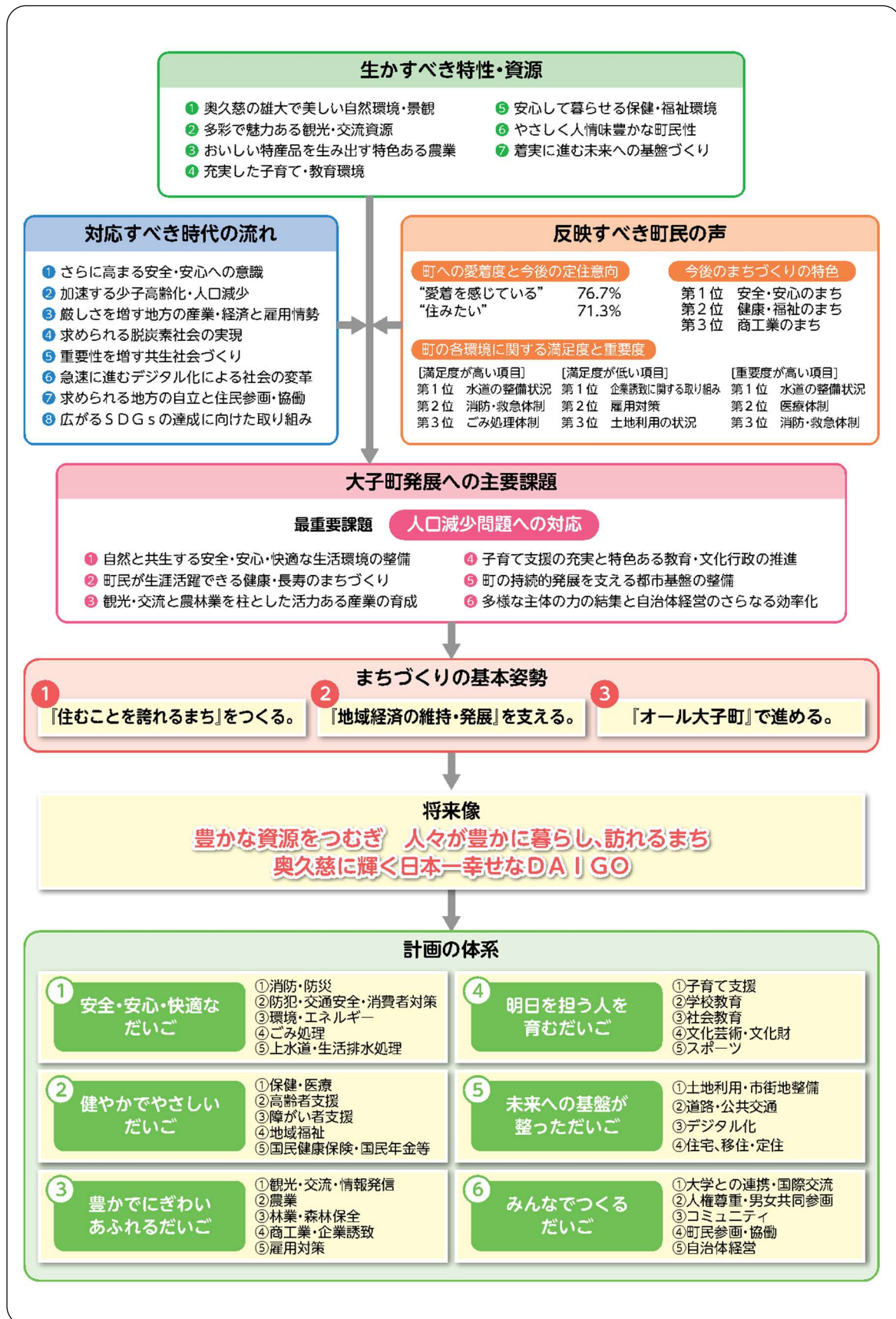
【市街地開発に関する方針】

- 鉄道駅周辺の中心市街地においても、各種事業を行うことによって賑わいのある商業・業務機能の更新などを図ります。
- 地区計画制度などの活用により、道路・公園などの都市基盤施設の計画的な整備を図ります。

【自然的環境の整備又は保全に関する方針】

- 水の軸を構成する久慈川・那珂川及び支流河川、緑の軸を構成する八溝山地、久慈山地の豊かな自然環境を保全します。
- 袋田の滝をはじめ、奥久慈県立自然公園内の豊かな自然環境を活用した観光・レクリエーションの場の整備を図るとともに、地域住民の日常的及び広域的なレクリエーション活動などに対応するため、住区基幹公園、都市基幹公園そして大子広域公園など広域公園の整備及び利用促進を図ります。

(3) 第7次大子町総合計画（令和6年）



【基本計画】※一部抜粋

1. 安全・安心・快適なだいて

(1) 消防・防災

・総合的な防災・減災体制の確立

- ① 近年の災害や社会環境の変化を踏まえ、「大子町地域防災計画」をはじめとする各種防災関連計画・マニュアル、ハザードマップ等の見直しを適宜行うとともに、これらの周知・啓発や各種訓練を行います。
- ② 避難所の質的な向上に向け、老朽化した施設の改修や見直し、バリアフリー化、食料・非常用電源等の資機材の備蓄品の充実・更新を図ります。
- ③ 災害時における情報伝達体制の強化・多重化に向け、F Mだいてや大子町アプリ、緊急速報メール、ホームページ、SNS等の有効活用を図ります。
- ④ 災害発生時に備え、他自治体や民間企業・団体との協力体制の維持・充実を図ります。

・身近な地域における防災力の向上

- ① 地域ぐるみの防災体制の強化に向け、地域防災の要となる自主防災組織の活動支援、そのリーダーとなる防災士の育成・支援に努めます。
- ② 高齢者や障がい者等の災害時の避難に支援を要する町民の避難支援体制の強化に向け、名簿や個別支援計画の更新を進めます。

・治水対策の推進

災害の未然防止に向け、危険箇所の周知を行いながら、「久慈川緊急治水対策プロジェクト」の早期完成と河川改修の実施を関係機関に要請していくとともに、町においても、中小河川における治水対策を推進します。

3. 豊かでにぎわいあふれるだいて

(1) 観光・交流・情報発信

・観光・交流資源の充実

- ① 袋田の滝観瀑施設や道の駅奥久慈だいてをはじめとする町営施設について、老朽化や利用ニーズへの対応、一層の魅力化に向けた施設・設備の整備・改修等を計画的に進めます。

5. 未来への基盤が整っただいて

(1) 土地利用・市街地整備

・土地利用に関する指針の見直し

適正かつ合理的な土地利用を進めるため、町全域の将来のあり方を定めた「大子町都市計画マスタープラン」の見直しを行います。

・適正な土地利用への誘導

土地利用関連法制度や、「大子町都市計画マスタープラン」・「大子町立地適正化計画」等の土地利用関連計画についての周知と一体的運用による規制・誘導を図り、適正な土地利用への誘導を図ります。

・「大子まちなかビジョン」に基づく魅力ある市街地の形成

- ① 防災力のあるまちづくりに向け、役場跡地の防災拠点化や道の駅奥久慈だいての防災機能の強化、雨水排水対策・内水対策等を進めます。
- ② にぎわいのあるまちづくりに向け、道の駅奥久慈だいての拡張として、役場跡地における防災対応型観光交流施設・イベント広場・公園等の整備、道の駅北側敷地の整備、商店街における交流拠点施設の整備、道路の美装化等を進めます。

(2) 道路・公共交通

・公共交通の充実

- ② 路線バスについて、利用者が多い路線はバス事業者への支援を通じて維持に努めるとともに、利用者が少ない路線は統合・休廃止を検討していきます。「奥久慈おでかけ快速バス」については、実証実験を継続し、その結果を踏まえ、本格運行を検討していきます。
- ④ A I 乗合タクシーについて、今後の公共交通の主軸として位置付け、運行日数・運行台数の増加など、運行体制の拡充を行います。

(4) 第3期大子町総合戦略 大子町未来創生総合戦略（令和7年）

【計画期間】

令和7年度から令和11年度までの5年間

【人口の将来目標】

2040年（令和22年）に人口10,298人を目指す。

- 子育てをしたいと思う15～49歳の女性を増やし、合計特殊出生率を高める。
- 就職や起業を促進するとともに、戻ってきたくなる、働きたくなる、魅力あるまちとなるための施策を推進する。

【基本目標】

- ① 基本目標1：働きたくなるしごとのあるまちを創る
 - ・視点1：地場産業の振興及び競争力を強化する
 - ・視点2：働く場所を増やす
 - ・視点3：多様な働き方を実現する環境整備と人材育成を推進する
- ② 基本目標2：暮らす人、関わる人が増えるまちを創る
 - ・視点4：訪れる人を増やし、ファンを増やす
 - ・視点5：移住・定住の促進機能を強化する
- ③ 基本目標3：子どもが育つ、育てたくなるまちを創る
 - ・視点6：若者が安心して結婚し、子どもを育てられる環境と仕組みを整備する
 - ・視点7：次世代が育つ教育環境を整備する
- ④ 基本目標4：暮らし続けたい魅力的なまちを創る
 - ・視点8：住み続けられる魅力的なまちを形成する
 - ・視点9：安全・安心なまちを形成する
 - ・視点10：誰もが活躍できる環境を整備する
 - ・視点11：官民連携・広域連携により地域課題を解決する

【施策横断重点プロジェクト】

- ① 戦略的なタウンプロモーションの実施
- ② 商店街及び防災道の駅、空き家バンク相談センターを軸とした交流と定住への流れの創出
- ③ デジタル活用促進による暮らしやすい大子の実現

(6) 大子都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（大子都市計画区域マスタープラン）（令和3年）

【都市づくりの基本理念】

- ・奥久慈清流里山ゾーンとして、農林畜産物の独自ブランドの確立、充実した生活支援サービスや安定した雇用の確保などにより、自立した中山間地域としての発展を目指す。
- ・福祉・医療・商業などの生活に必要な都市機能の集約と地域間の連携（コンパクト＋ネットワーク）を図ることにより、人口減少下においても持続可能な都市づくりを進める。
- ・東日本大震災や平成27年9月関東・東北豪雨、令和元年東日本台風をはじめとする過去の経験を教訓とし、活発な地域防災活動や住民を守るライフラインの整備を進めるなど、災害に強い強靱な都市を目指す。

【地域ごとの市街地像】

■大子市街地地域

常陸大子駅周辺は、商業・業務施設、公共施設、観光資源が集積し、本区域の中心地であることから、中心市街地が持つ生活機能と観光資源の2つの顔を融合させ、「住民の暮らしを良好に保つこと」と「観光客が市街地を楽しめること」の実現に向けた中心市街地の活性化を進める。

なかでも、まちなかの魅力的な地域資源の保全と、来訪者へのおもてなし観光交流拠点機能の強化を図るため、駅前通りの整備や大子らしい街並みの形成等を図り観光地にふさわしい環境づくりを促進する。

また、駅周辺地区の周辺に広がる住宅地は既存住宅地地域と位置付け、良好な居住環境の向上を図る。

久慈川左岸の住宅地は農地を多く残す市街地であり、自然環境と調和した良好な居住環境の形成を図る。

■既存集落地域

既存集落については、地域の実情に応じて生活基盤整備を進め、居住環境の向上や活力の維持を図る。

【土地利用の方針】※一部抜粋

■用途転換、用途純化又は用途の複合化に関する方針

工業施設と住宅等が混在する地区においては、適切な用途地域の見直しや特別用途地区制度などの活用によって工業施設の再配置と集団化を図る。

また、工業団地などにおいては、産業構造や都市構造の変化に柔軟に対応した土地利用を図り、都市的未利用地の解消を図る。

駅前などの中心市街地においては、空き店舗や空き地等も活用しながら、住民ニーズに対応した土地利用の検討を行い、都市活力の維持・創出に努める。

商業・業務地等に用途転換を図る場合は、都市構造等に与える影響を広域的な範囲において十分検証したうえで行うこととする。

さらに、小中学校など公共施設の統廃合などにより発生する大規模な未利用地については、新たな土地利用の検討を行い、地域の活性化に努める。

■ 居住環境の改善又は維持に関する方針

老朽化した木造建物が密集する地区においては、建物の不燃化やオープンスペースの確保など総合的な環境整備を行うことによって良好な居住環境の形成を図る。

都市基盤施設の老朽化が進む市街地においては、都市基盤施設の更新を行う。

また、居住者の高齢化が進む市街地においては、高齢者の日常生活を支える都市機能の導入を図るほか、空き家が増加している市街地においては、既存の住宅ストックの活用促進などを行うことにより、住み続けられる環境の維持に努める。

さらに、空き家や空き地については、実情を踏まえ、除却や利活用などの対策を進める。

一方、既存の集落などの住宅地のうち、工場等が混在している地区や、商業施設や工業施設の立地が進むことにより混在の恐れのある地区においては、地区計画制度や特定用途制限地域制度等を活用し、居住環境の維持・改善を図る。

■ 持続可能な都市づくりに関する方針

健康で快適な生活や持続可能な都市経営を確保するため、福祉・医療・商業などの生活に必要な都市機能を集約する区域や、公共交通の整備状況、災害ハザードエリアの指定状況などを踏まえた居住を誘導する区域の設定について検討を行う。

■ 都市内の緑地又は都市の風致の維持に関する方針

市街地やその周辺に残された平地林・斜面林等のまとまりのある緑地については、緑地保全地域制度等を活用して計画的に保全する。

また、良好な自然的景観を形成している緑地などについては、風致地区制度等を活用することによって都市における風致を維持し、潤いのある市街地の形成を図る。

■ 優良な農地との健全な調和に関する方針

「農業振興地域の整備に関する法律」に基づき、農用地区域として設定されている集団的な優良農地や農業生産基盤整備事業を行った農地は、生産性の高い農業経営を行う上で重要な役割を果たしている。

また、農地は、自然的な要素を有し、都市と農村との連携・共生や地域の活性化を進めるうえでの貴重な資源でもあることから、今後ともこれらの農地の保全に努めるとともに、関係機関と連携しながら、耕作放棄地の適切な土地利用に努める。

特に、久慈川沿いの低地部に広がる農地について積極的に保全し、都市と農村の健全な調和を図る。

■ 災害の防止に関する方針

東日本大震災や平成27年9月関東・東北豪雨、令和元年東日本台風をはじめとする過去の経験を教訓とするとともに、災害による被害を最小化する「減災」を基本に、災害への備えや地域防災力の強化を図る。

災害への備えとして、地域防災計画等に基づき防災拠点施設や学校施設、公共施設、公園、緑地などの避難場所、避難路を確保し防災機能を体系的に配置する。

大規模災害時において、早期に緊急輸送道路ネットワークの機能を確保するため、緊急輸送道路の強化や代替路の整備などを進めるとともに、避難や救命・救援活動のための行き止まり・狭あい道路の解消、建築物の不燃化・耐震化を促進する。

また、防災拠点施設や避難場所、橋梁等の道路構造物や上水道施設の長寿命化対策及び耐震化を推進する。

さらに、市街地に隣接する河川や都市下水路の整備を促進し、外水・内水による浸水被害の防止・軽減を図るほか、浸水被害、土砂災害、液状化等の地盤災害などの発生の恐れがある地区については、必要な対策を講じるとともに、必要に応じて災害リスクの低い地区への住宅や施設の移転を検討するなど、地形特性を踏まえた安全な土地利用の誘導を図る。

地域防災力の強化として、各種ハザードマップの活用や避難誘導看板の整備等により、災害発生の恐れのある場所を周知し、住民の防災意識の向上に努める。

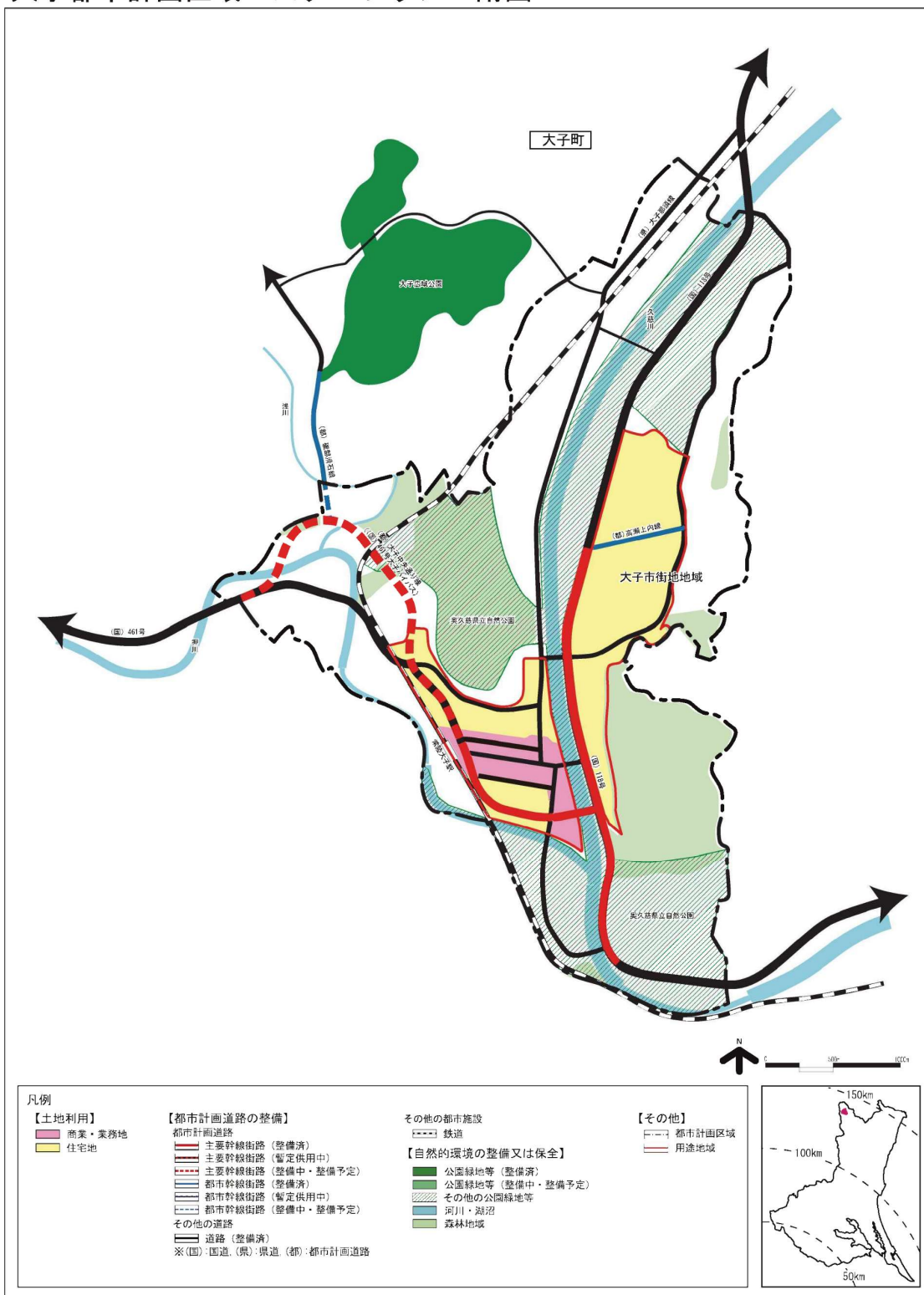
■ 計画的な都市的土地利用の実現に関する方針

既存集落等において、生活利便性の向上や活力の維持を図るための地区計画制度や、良好な居住環境の形成を図るための特定用途制限地域など、地域の実情に応じた適切な制度の活用を検討する。

また、用途地域などの土地利用規制が及ばない地域のうち、開発行為などの都市的土地利用が無秩序に進む恐れがある地域においては、特定用途制限地域などを活用し、秩序ある土地利用を推進する。

なお、商業・業務地等の土地利用を図る必要がある場合は、都市構造等に与える影響を広域的な範囲において十分検証したうえで、用途地域の指定や地区計画制度の活用等を検討する。

大子都市計画区域マスタープラン 附図



(7) 大子町立地適正化計画（令和6年3月）

【まちづくりの方針】

- 方針 1 全ての人が安心できる場所と移動手段がある都市になる
- 方針 2 少子高齢化に順応してスマートにスリム化した都市になる
- 方針 3 将来に渡って無理なく便利さが持続できる都市になる

【目指すべき将来都市構造】

【町全体の都市構造】



◆土地利用ゾーニングの配置

行政区域全体：山林や河川等の非常に良好な自然環境を保全しながら里山暮らしを営む
都市計画区域：交通利便性や都市機能の集積による都市的利便性を生かした暮らしを営む

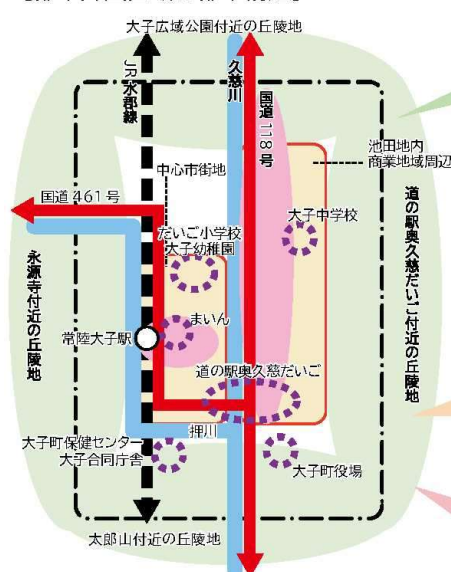
◆拠点の配置

<常陸大子駅周辺>誰もが訪れやすい公共交通結節点を生かして多様な都市機能を配置する場
<国道 118 号沿道>自動車交通の利便性に対応した店舗等の集積地や拠点集落等
<各駅前地区>JR 駅前の利便性を生かした拠点集落等
<観光レクリエーション拠点>地域の誇りであり来訪者を楽しませる交流拠点

◆連携・交流軸の配置

<水系>自然環境軸
<幹線道路（国道）>生活・産業・レクリエーション等の多様な移動と交流を支える交通軸
<鉄道>生活・レクリエーション等の多様な移動と交流を支える交通軸

【都市計画区域の都市構造】



◆土地利用ゾーニングの配置

<山地・丘陵地>市街地を囲む自然環境・景観ゾーン
<中心市街地>常陸大子駅周辺で生活利便施設や公共交通が充実したゾーン（用途地域）
<池田地内商業地域周辺>国道 118 号沿道で商業やサービス施設等が充実したゾーン（用途地域）

◆拠点の配置

<公共交通拠点>常陸大子駅をターミナルとした鉄道とバス等の結節点
<自転車交通拠点>道の駅奥久慈だいを拠点とした自動車交通等の結節点
<公共公益拠点>行政施設、小・中学校、幼稚園、大子町文化福祉施設「まいん」の拠点

◆連携軸の配置

<自然と交流の南北軸>久慈川と国道 118 号の骨格軸
<自然と交流の東西軸>押川と国道 461 号の骨格軸

【誘導区域等の設定】

【居住誘導区域】

居住誘導区域とは、一定のエリアにおいて人口密度を維持することにより、生活サービスやコミュニティが持続的に確保されるよう居住を誘導すべき区域のことです。

Step 0 都市計画区域内

Step 1 原則として除外する区域（視点）安全が確保しにくい区域を含まない

Step 2 含める区域（視点）将来的にも人口集積の可能性が高い場所や各種サービスが充実した場所を含める

Step 3 用途地域内の区域

居住誘導区域の設定 Step0からStep3を満たす区域を居住誘導区域として設定する

【都市機能誘導区域】

都市機能誘導区域とは、医療・福祉・商業等の都市機能を誘導することで生活サービスの効率的な提供が図られる区域のことです。

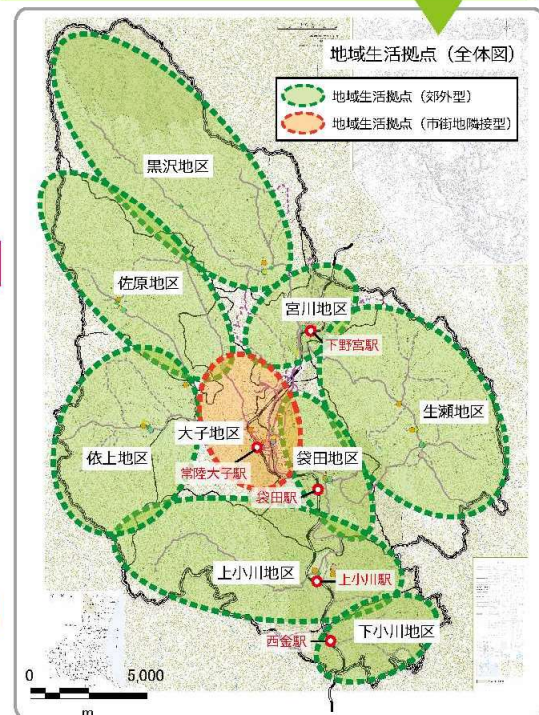
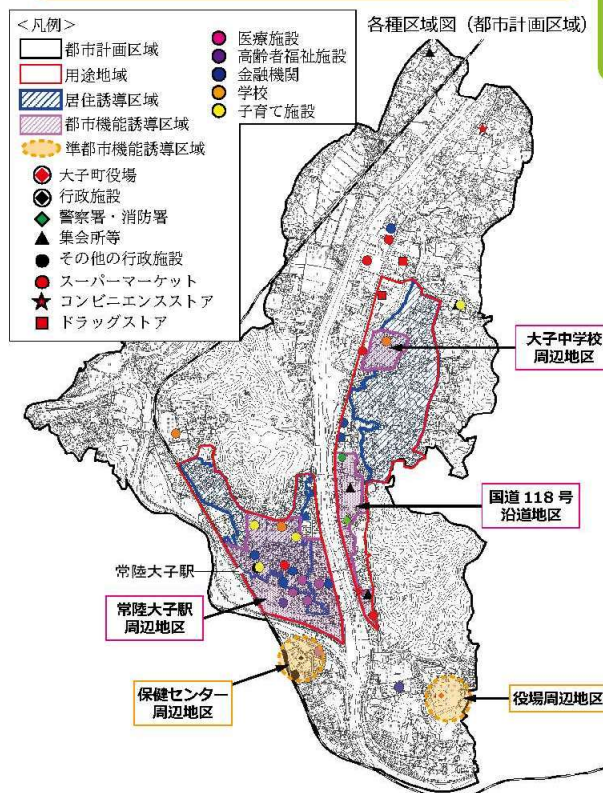
- 要件1：都市機能の立地に不適な土地の除外
- 要件2：日常生活サービスが提供しやすい場所
- 要件3：都市的土地利用の位置付けを踏まえる

【準都市機能誘導区域】

用途地域外でも一定の要件を満たす場所（駅や居住誘導区域からのアクセス性や災害リスク等を総合的に勘案）は、町独自の「準都市機能誘導区域」として各種施設等の維持を図ります。

【地域生活拠点】

都市計画区域が行政区域のごく一部であり、一定数の町民が都市計画区域外で日常生活を営んでいる状況にあることから、都市計画区域外の地域においても、地域住民にとって身近で日常生活に必要な都市機能や居住機能が既に集積している地域を本町独自の「地域生活拠点」として位置付け、日常生活の維持を図ります。



(8) 大子町国土強靱化地域計画（令和2年3月（令和4年2月一部変更））

【基本目標】

- I 人命の保護が最大限図られること
- II 町政及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず、維持されること
- III 町民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- IV 迅速な復旧・復興



「魅力あるストーリーで 新しいまちの景色を創り
未来へつなぐ D A I G O」の実現

【計画の推進期間】

令和元年度～令和5年度

■リスクシナリオごとの重点化すべき施策群（重点プログラム）

事前に備えるべき目標		起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）	
1	大規模自然災害が発生したときでも、人命の保護が最大限図られる	1-1	建物・交通施設等の倒壊や火災による死傷者の発生
		1-2	不特定多数が集まる施設の倒壊・火災
		1-4	異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水
		1-5	大規模な土砂災害（深層崩壊）等による多数の死傷者の発生のみならず、数年度にわたり町土の脆弱性が高まる事態
		1-6	情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者が発生
2	大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる（それがなされない場合の必要な対応を含む）	2-1	被災地での食料・飲料水等生命に係る物資供給の長期停止
		2-3	自衛隊、警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
3	大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する	3-3	町の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下
5	大規模自然災害発生後であっても、経済活動の早期復旧を図る	5-5	食料等の安定供給の停滞
6	大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る	6-4	地域交通ネットワークが分断する事態
7	制御不能な二次災害を発生させない	7-4	重要施設等の損壊・機能不全による二次災害の発生
		7-6	農地・森林等の荒廃による被害の拡大

(8) 大子まちなかビジョン（令和3年3月）

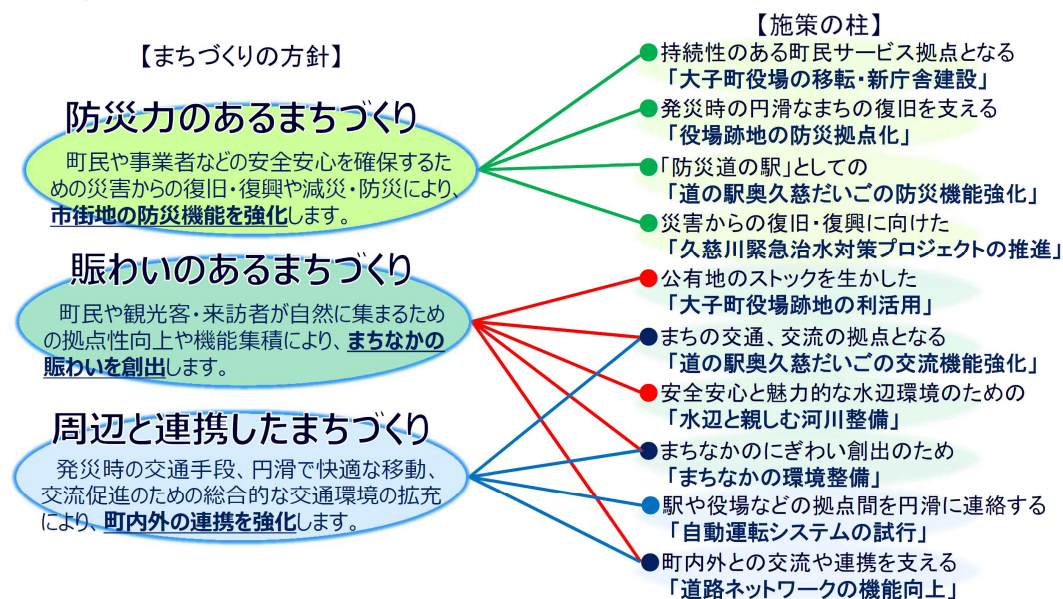
【テーマ・方針】 防災力の強化と賑わいをつくる「大子まちなかビジョン」

● 方針1：防災力のあるまちづくり ● 方針2：賑わいのあるまちづくり ● 方針3：周辺と連携したまちづくり

【今後のまちづくりにおけるターゲット】

今後のまちづくりのターゲットは、『定住人口』及び『交流人口、関係人口』とし、第1段階で『定住人口』（町民など）が安心して快適に暮らせるような居住環境を整備することで、第2段階として『交流人口、関係人口』（観光客や地域に関わりがある人など）が訪れたいようなまちなかの魅力向上を目指します。

【まちづくりの方向性】



【まちづくりの施策とターゲット】

まちづくりの方針	施策	主なターゲット
方針1 防災力のあるまちづくり	・大子町役場の移転・新庁舎建設	【第1段階】 定住人口 (町民など)
	・大子町役場跡地の防災拠点化	
	・道の駅奥久慈だいの防災機能強化	
	・河川改修 ・治水対策の推進 ・橋梁の整備	
方針2 賑わいのあるまちづくり	・大子町役場跡地の利活用(交流機能)	【第2段階】 交流人口 (観光客など) 関係人口 (地域に関わり がある人など)
	・道の駅奥久慈だいの交流機能強化	
	・水辺と親しむ環境整備 ・まちなかの環境整備	
方針3 周辺と連携したまちづくり	・道路ネットワークの機能向上	
	・公共交通実証実験 ・自動運転システムの試行	

(9) 茨城県広域道路交通計画（令和 3 年 6 月）

【計画の背景】

平成 30 年 3 月に公布された「道路法等の一部を改正する法律」により、平常時・災害時を問わない安定的な輸送を確保するため、国土交通大臣が物流上重要な道路輸送網を指定する「重要物流道路制度」が創設された。また、激甚化・頻発化する災害等への備えは未だ十分ではないことから、高規格道路のミッシングリンク解消等の道路ネットワークの機能強化対策が「防災・減災、国土強靱化のための 5 か年加速化対策」に新たに位置付けられた。

これらを踏まえて本県では、新たな県土構造の形成、重要な空港・港湾を中心としたグローバル化、国土強靱化等の新たな社会・経済の要請に応えるとともに、総合交通体系の基盤としての道路の役割強化や ICT・自動運転等の技術の進展を見据えて、本県及び隣接県と連携した新たな広域道路ネットワーク等を幅広く検討するために策定された。

【大子町に関わる構想・計画】

本町ほか茨城県の県北地域と栃木県の北東地域を東西に結ぶ「(仮)北関東北部横断道路」、国道 118 号を補完する「(仮)水戸・郡山広域都市圏連絡道路」、「(仮)つくば・八溝縦貫・白河道路」をはじめ、茨城港常陸那珂港区などと本県北部地域を連絡する「茨城北部幹線道路」が位置付けられている。

